

SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）推進委員会等における利益相反について

平成 26 年 8 月 19 日
内閣府 政策統括官
（科学技術・イノベーション担当）

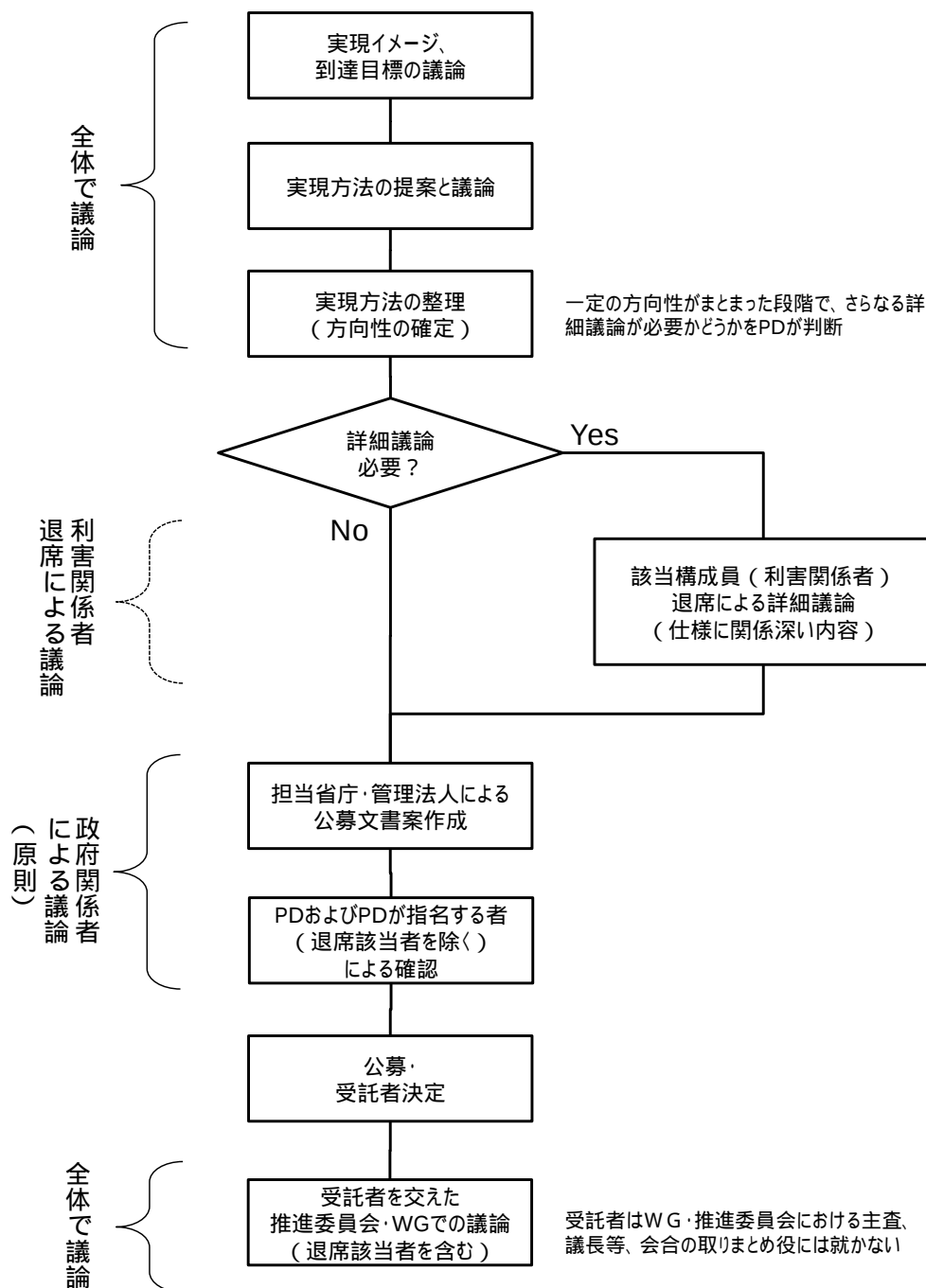
SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）推進委員会及び同ワーキンググループを運営するにあたっては、構成員が利益相反行為を行わないことはもちろんのこと、その懸念を外部から抱かれないようにすることが必要である。そのため、利益相反に係る規定を次のとおり定める。

- 1 構成員と利害関係が生ずる可能性のある案件について、その内容を事前に知ることが他の潜在的な応募者と比較して有利となる懸念をもたれる可能性があるとして議長が判断した議事を推進委員会等において取り扱う場合、議長は内閣府と相談の上、各推進委員会運営要領等に基づき、当該構成員の退席を命じることができる。
- 2 利害関係の定義は、管理法人又は関係各省庁の規定を準用する。
- 3 推進委員会等の開催前に退席の判断を容易に行えるようにするため、議長は議事を可能な限り早期に明確化して関係者に示すとともに、第 1 項に示す案件に該当するかどうかを議長を含む関係者で検討することとする。

【直執行テーマの例】

新たに着手するテーマの議論から公募までの流れ（構成員退席が必要となる議論の流れ）

構成員の退席が必要となる議論の流れを以下に示す。



以上

補足説明

第1項で規定されている懸念が生じうる案件の例

- 1．現研究開発計画に示されている公募要領の内容。具体的には、研究開発計画において今後詳細を検討するとした内容で、「自動走行システム研究開発計画 p.10、12において、「関連施策欄が空欄のテーマは、今後推進委員会等において議論」としていた内容」などが該当する。
- 2．現研究開発計画に示されていない新たな内容等。具体的には、研究計画の変更等により、追加する研究内容等。

これまでの経過

- 2014年3月 各課題の研究開発計画の専門家による査読、事前評価。
- 2014年4月 各課題の研究開発計画のパブリックコメント。
- 2014年5月 各課題の研究開発計画の決定。
- 2014年6月 各課題の推進委員会が発足、第1回推進委員会

問 1

推進委員会の発足より遅れて「利益相反」のついての規定が制定されているが、問題ないのか。

回答 1

- 本規程制定前には、利益相反の懸念が生じる議論がなかったため問題がなかった。
- しかし、今後、利益相反の懸念が生じる議題が出てくることが想定される。
- そのため、利益相反について規定を作ることが重要であるとの SIP 全課題の共通認識があり、この時期に政策統括官名の規定を定めることとした。

問 2

SIP において、推進委員会以外にも利益相反が問題になることがあるのではないのか。例えば、研究責任者の選定はすでに行われているのではないのか。

回答 2

研究責任者の選定を行う際の審査委員の利益相反については、公募・選定を行う管理法人および各省庁の利益相反防止規定に従うので、問題ない。本規定制定前（8/19）までに行われた選定については、すべて利益相反防止規定が整った状態で行われた。